

消防法（抄）

（昭和23年7月24日法律第186号）

最終改正：平成27年9月11日法律第66号

第17条（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

- ② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。
- ③ 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従つて設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

第17条の2の5（適用除外）

第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第1項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適

用しない。

- 1 第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第1項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等
- 2 工事の着手が第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第1項の防火対象物における消防用設備等
- 3 第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に適合するに至った同条第1項の防火対象物における消防用設備等
- 4 前3号に掲げるもののほか、第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第1項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第17条の3（用途変更の場合の特例）

前条に規定する場合のほか、第17条第1項の防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等がこれに係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

- ② 前項の規定は、消防用設備等で次の各号の1に該当するものについては、適用しない。
 - 1 第17条第1項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第1項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等
 - 2 工事の着手が第17条第1項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増

築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

- 3 第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第1項の防火対象物における消防用設備等
- 4 前3号に掲げるもののほか、第17条第1項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合における当該特定防火対象物における消防用設備等

第17条の3の2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）

第17条第1項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第17条の2の5第1項前段又は前条第1項前段に規定する場合には、それぞれ第17条の2の5第1項後段又は前条第1項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第17条の3の3（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第17条の4（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令）

消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

- ② 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置を

なすべきことを命ずることができる。

- ③ 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

第17条の5（消防設備士）

消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

- 1 第10条第4項の技術上の基準又は設備等技術基準に従つて設置しなければならない消防用設備等
- 2 設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない特殊消防用設備等

第17条の6（消防設備士の免状の種類）

消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

- ② 甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「甲種消防設備士」という。）が行うことができる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行うことができる整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて総務省令で定める。

第17条の7（消防設備士の免状の交付資格）

消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

- ② 第13条の2第4項から第7項までの規定は、消防設備士免状について準用する。

第17条の10（消防設備士講習）

消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

第17条の12（消防設備士の責務）

消防設備士は、その業務を誠実に行い、工事整備対象設備等の質の向上に努めなければならない。

第17条の13（消防設備士の免状の携帯義務）

消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならない。

第17条の14（工事着工の届出）

甲種消防設備士は、第17条の5の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の十日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第4章の2 消防の用に供する機械器具等の検定等

第21条の2（検定）

消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであつて、政令で定めるもの（以下「検定対象機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

- ② この節において「型式承認」とは、検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認をいう。
- ③ この節において「型式適合検定」とは、検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により行う検定をいう。
- ④ 検定対象機械器具等は、第21条の9第1項（第21条の11第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第21条の9第1項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第41条（罰則）

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1 ～ 4 略

5 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかつた者

6 第21条の2第4項、第21条の9第2項（第21条の11第3項において準用する場合を含む。）、第21条の16の2又は第21条の16の3第2項の規定に違反した者

7 略

- ② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第42条

次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 第8条第3項（第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
 - 2 第11条第1項の規定に違反した者
 - 3 第11条第5項の規定に違反した者
 - 4 第12条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
 - 5 第12条の3第1項の規定による命令又は処分に違反した者
 - 6 第13条第1項の規定に違反して危険物保安監督者を定めずに事業を行つた者
 - 7 第13条第3項の規定に違反した者
 - 8 第14条の2第1項の規定に違反して危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つた者又は同条第3項の規定による命令に違反した者
 - 9 第16条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
 - 10 第17条の5の規定に違反した者
 - 11 第25条第3項（第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者
- ② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第44条

次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 1～10 略
- 4 第14条の3第1項若しくは第2項又は第17条の3の2の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 5～7 略
- 8 第8条第2項（第36条第1項において準用する場合を含む。）、第9条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11条第6項、第11条の4第1項、第12条の6、第12条の7第2項、第13条第2項、第17条の3の2又は第17条の14の規定による届出を怠つた者
- 9～10 略
- 11 第8条の2の2第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。）又は第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 12 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

第45条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 1 第39条の2の2第1項、第39条の3の2第1項又は第41条第1項第7号 1億円以下の罰金刑
- 2 第41条第1項第3号又は第5号 3000万円以下の罰金刑
- 3 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項（同項第3号、第5号及び第7号を除く。）、第42条第1項（同項第7号及び第10号を除く。）、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第11号、第12号若しくは第22号 各本条の罰金刑